◇**投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二九四号）（金融庁）

1　投資信託及び投資法人が主として投資対象とすることができる資産である特定資産に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を追加する等の規定の整備を行うこととした。（第三条、第一九条、第一一六条、第一一七条、第一二五条、第一二六条及び第一三〇条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**貸金業法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九五号）（金融庁）

1　貸金業法に基づき内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限のうち、登録等に関する警察庁長官への意見聴取等に係る権限について、財務局長及び福岡財務支局長に委任することとした。（第六条関係）

2　この政令は、平成二六年九月八日から施行することとした。

◇**電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二九六号）（総務省）

電波法の一部を改正する法律（平成二六年法律第二六号）の施行期日は、平成二六年一〇月一日とすることとした。

◇**電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第二九七号）（総務省）

1　電波法の一部を改正する法律（平成二六年法律第二六号）の施行に伴い、電波法施行令（平成一三年政令第二四五号）及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成一三年政令第三五五号）の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年一〇月一日）から施行することとした。

◇**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二九八号）（国土交通省）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第七三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二七年一月一日とすることとした。

◇**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二九九号）（国土交通省）

1　船舶からの有害水バラストの排出の規制

㈠　有害水バラストの要件は、当該水バラストに含まれる水中の生物の数がその大きさごとに一定容量当たり一定数以上であること又は当該水バラストに含まれる大腸菌等の細菌の数が一定容量当たり一定数以上であることとした。（第一条の四関係）

㈡　海洋環境の保全の見地から有害となるおそれのない有害水バラストの排出の基準は、排出海域が公海である場合にあっては公海において積み込まれた有害水バラストの排出であること等の要件に、排出海域が公海以外の海域である場合にあっては排出される場所とおおむね同一の場所で積み込まれた有害水バラストの排出であること等の要件に適合するものであることとした。（第九条関係）

㈢　二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラスト湖沼等排出の要件について準用することとした。（第九条の五関係）

2　バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域において船舶に使用する燃料油の硫黄分の濃度の基準を〇・一パーセント以下とすることとした。（第一一条の一〇関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇**児童福祉法施行令等の一部を改正する政令**（政令第三〇〇号）（内閣府本府）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係

1　家庭的保育事業等の認可及び保育所の設置認可の欠格事由に関する規定の整備

㈠　家庭的保育事業等の認可の欠格事由に係る国民の福祉に関する法律及び労働に関する法律の規定を定めることとした。（第三五条及び第三五条の二関係）

㈡　保育所の設置認可の欠格事由に関する国民の福祉若しくは学校教育に関する法律の規定及び労働に関する法律の規定を定めることとした。（第三六条の二及び第三六条の三関係）

2　児童相談所設置市の処理事務に係る規定の整備

㈠　児童相談所設置市が処理する事務の範囲に、病児保育事業に係る児童福祉法（以下「法」という。）第三四条の一八の二の規定による質問等を追加することとした。（第四五条の三第一項関係）

㈡　児童相談所設置市が設置する児童福祉に関する審議会等を都道府県児童福祉審議会とみなすことができる事務に、法第三五条第六項の規定により保育所の認可に係る事前の児童福祉審議会の意見聴取の事務を追加することとした。（第四五条の三第六項関係）

㈢　児童相談所設置市の処理事務に係る必要な読替え等を定めることとした。（第四五条の三第七項～第九項関係）

㈣　㈢は、二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラスト湖沼等排出の要件について準用することとした。（第九条の五関係）

2　バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域において船舶に使用する燃料油の硫黄分の濃度の基準を〇・一パーセント以下とすることとした。（第一一条の一〇関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇**児童福祉法施行令等の一部を改正する政令**（政令第三〇〇号）（内閣府本府）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係

1　家庭的保育事業等の認可及び保育所の設置認可の欠格事由に関する規定の整備

㈠　家庭的保育事業等の認可の欠格事由に係る国民の福祉に関する法律及び労働に関する法律の規定を定めることとした。（第三五条及び第三五条の二関係）

㈡　保育所の設置認可の欠格事由に関する国民の福祉若しくは学校教育に関する法律の規定及び労働に関する法律の規定を定めることとした。（第三六条の二及び第三六条の三関係）

2　児童相談所設置市の処理事務に係る規定の整備

㈠　児童相談所設置市が処理する事務の範囲に、病児保育事業に係る児童福祉法（以下「法」という。）第三四条の一八の二の規定による質問等を追加することとした。（第四五条の三第一項関係）

㈡　児童相談所設置市が設置する児童福祉に関する審議会等を都道府県児童福祉審議会とみなすことができる事務に、法第三五条第六項の規定により保育所の認可に係る事前の児童福祉審議会の意見聴取の事務を追加することとした。（第四五条の三第六項関係）

㈢　児童相談所設置市の処理事務に係る必要な読替え等を定めることとした。（第四五条の三第七項～第九項関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　地方自治法施行令の一部改正関係

児童福祉に関する事務等について所要の規定の整備を行うこととした。（第一七四条の二六第一項等関係）

三　社会福祉法施行令の一部改正関係

社会福祉事業の人数の特例の対象として小規模保育事業を位置付けることとした。（第一条関係）

四　消防法施行令の一部改正関係

防火対象物を定める別表第一に幼保連携型認定こども園を位置付けることとした。（別表第一関係）

五　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正関係

特定社会福祉事業として法第三四条の一五第二項の規定による認可を受けた小規模保育事業を位置付けることとした。（第二条関係）

六　その他関係政令の一部改正関係

生活保護法施行令、社会福祉士及び介護福祉士法施行令、介護保険法施行令、健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなお効力を有するものとされた介護保険法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令につき、児童福祉法施行令の改正に準じて、欠格事由に係る法律に子ども・子育て支援法等を追加する等所要の規定の整備を行うこととした。

七　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第八条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとした。